



## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名		駐車料金の減免
根拠法令及び条項		豊中市病院事業の設置等に関する条例第 13 条
所管部課（室）係名		病院総務課
審 査 基 準	関係条項	豊中市病院事業の設置等に関する条例施行規程第 11 条第 2 項
	基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公費の扶助を受けている者</li> <li>・ 自動車駐車場の管理業務にかかわる自動車を駐車させるとき</li> <li>・ 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)に基づく身体障害者手帳又は国が定める療育手帳制度要綱(昭和 48 年厚生省発児第 156 号)に基づく療育手帳の交付を受けている者が運転又は同乗している自動車を駐車させるとき</li> <li>・ 救急科の診療を受ける患者が運転又は同乗している自動車を駐車させるとき</li> </ul>
	参考事項	
	設定等年月日	平成 23 年 4 月 1 日設定
	標準処理期間	総日数 1 日 (注：休日は含まない)
標 準 処 理 期 間	内訳	経由期間 日 ( 事務所) 処分期間 1 日 (病院総務課)
	設定等年月日	平成 23 年 4 月 1 日設定
備考		

## 様式 B - 1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	行政財産の目的外使用に係る許可	
根拠法令及び条項	地方公営企業法第33条第1項	
所管部課(室)係名	病院総務課	
審査基準	関係条項	地方自治法第238条の4第7項、豊中市財務規則第122条第1項
	基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該行政財産を利用する者のために食堂、売店その他の厚生施設を設置するとき。</li> <li>・学術調査、研究、体育活動、行政施策の普及、その他の公益目的のために講演会、研究会、運動会等の用に短期間供するとき。</li> <li>・災害、その他の緊急やむを得ない事態の発生により応急施設として短期間その用に供するとき。</li> <li>・上記に掲げるもののほか、特にその必要があると認めるとき。</li> </ul>
	参考事項	
	設定等年月日	平成23年4月1日設定
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間            日 (    事務所) 処分期間        7日 (病院総務課)
	設定等年月日	平成23年4月1日設定
備考		

## 様式 B-1

### 申請等に対する処分の審査基準・標準処理期間

処分名	行政財産使用料の減免	
根拠法令及び条項	地方公営企業法第33条第3項	
所管部課(室)係名	病院総務課	
審査基準	関係条項	行政財産の目的外使用に係る基準
	基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事務・事業の遂行上必要不可欠なもので、積極的に協力をする必要がある事業の用に直接使用する場合。 全額免除</li> <li>・事務・事業との密接な関連性を有する事業の用に直接使用する場合又は 公益を目的とした事業の用途に直接使用する場合。 5割減額</li> <li>・上記以外又は営利収益目的 減免なし</li> </ul>
	参考事項	
	設定等年月日	平成24年11月
標準処理期間	標準処理期間	総日数 7 日 (注: 休日は含まない)
	内訳	経由期間            日 ( 事務所) 処分期間        7 日 (病院総務課)
	設定等年月日	平成24年11月設定
備考		